

「障害のある人が気軽に利用できる公共・民間施設の利用のしやすさ促進を考える」 ～「合理的配慮」の観点から～



街路樹にも紅葉がみられ秋本番を迎えた平成 24 年 11 月 15 日に第 173 回障害者地域生活支援研究会が行われました。今回のテーマは『「障害のある人が気軽に利用できる公共・民間施設の利用のしやすさ促進を考える」～“合理的配慮”の観点から～』です。

はじめに「北九州市障害者スポーツセンター“アレアス” 指導員 有延忠剛さん」から利用状況やスポーツセンターの設備等について、写真を織り交ぜて紹介していただきました。小倉南区から小倉北区に移転リニューアルオープンしたのが今年の 4 月 22 日。既存の施設を大幅に改修し“障害の有る無しに関わらず一緒にスポーツが楽しめる施設”を目指しており、「まだまだハード・ソフト面ともに課題は残っているが、施設利用者から寄せられるご意見等をもとに、一つずつクリアしていきたい。」「障害のある人をサポートしていくシステムに知恵を絞っていききたい。」等、今後の目標を力強く語っていただきました。“アレアス”のセールスポイントは、もちろん充実したスポーツ設備ですが、プールに併設されている「解放感あふれる“ジャグジー”」がとても魅力的とのことで、アレアスに是非行きたくなりました！！



続いて、北九州市障害者福祉団体連絡協議会（以下「障団連」）事務局長 古賀由美子さんから、障団連として障害者スポーツセンターの再整備に関わってきた経緯と現在改装されている西部障害者福祉会館のお話しを中心にして頂きました。障団連では行政と協働して、平成 21 年からスポーツセンターの再整備について意見交換会を開き、そこで出された意見の大半が現在の“アレアス”に取り入れられているそうです。最近では行政の姿勢として、整備前からの意見を多く取り入れて頂くようになったとのことで、当事者団体として積極的な意見を出しながら、アレアスがより良いものになるようにしていきたいとのことでした。

引き続き家族の立場から國家綾子さんにお話をして頂きました。重度の障害のある人たちは、“人の手と周囲の心配り”があって外出できているものの、これまでスポーツ施設や娯楽施設等を利用しようとした際、周囲の障害に対する無理解から辛い思いをしてきたとのことです。そして自分の住む地域行事に参加するにも“きっかけ”を探している状況だそうで、障害のある人たちが外出するのに“一歩踏み出す勇気”が必要な状況にあること等をもっと知ってもらいたいとのことでした。



最後に利用者の立場から高橋朱美さんからお話をして頂きました。障害がある人たちの中には、障害があるがゆえに、運動することが困難な場合があります。ただし、“健康管理と楽しみ”を兼ねてスポーツをしたいと考えている人は多く、“アレアス”に対する障害当事者からの評価は高く「今後に期待しています」とのことでした。また、高橋さん自身これまでに様々なスポーツに“アスリート”として挑戦しており、世界基準で戦っていくためには“組織力・経済力”等の課題があると感じているとのことでした。

参加者から「アレアスの無料送迎バスをぜひ検討してもらいたい。」「障害者手帳がなくても、障害福祉サービスを利用してれば割引の対象にしてもらいたい。」「地域の中で活動する姿を見せる事が啓発につながり、結果として外出しやすい地域づくりになるのではないかな。」等の意見が出され、改めて「みんなから期待と注目をされているセンターなんだ」と思いを新たにしました。

北九州市の現状として障害者スポーツ協会が実施した調査結果等から、市内の民間スポーツ施設は元より、公立体育館等のスポーツ施設においても“多目的トイレやスロープ”等が整備されている所が少ないのが現状です。また、今回の発言者の話を聞きながら、まだまだ障害の理解を深めていくための啓発活動が必要だと思いました。今後は、障害者差別禁止法の制定が考えられる中で“合理的配慮”が必須になることが予想されます。今後“合理的配慮”については障害のある人もない人も「一緒に考えていく姿勢」が大切になるのではないかと感じました。



当市唯一の障害者スポーツセンター“アレアス”だけに関わらず、市全体の公共、民間のスポーツ施設やレクリエーション施設が更なる発展と環境整備に期待する一方、障害のある人たちの環境改善を進めていくには、国際的なスポーツ大会等の“誘致が近道”かもしれないと少し思いました。いつの日か北九州市でパラリンピック等の国際大会が開かれる等していけば、環境整備も進むのだと改めて感じました。ぜひ、間近で世界基準を見てみたいものですね。

本日の参加者は 39 名。その内 5 名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。



※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

『合理的配慮』って何だろう？！

「障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。」
ってことなんだって。*引用文献*「障害者の権利条約でこう変わる Q&A」東俊裕氏監修：解放出版社

活字で見ると難しく感じるけど、『合理的配慮』とは差別をなくすることなんだね♪



けんたん



しえんちゃん